

あさはた緑地交流広場

指定管理業務仕様書

令和5年11月

静岡市都市局都市計画部緑地政策課

あさはた緑地交流広場 指定管理業務仕様書

本業務仕様書の位置づけ	1
1 施設の設置目的・運営方針	1
2 指定管理業務の内容	2
(1) 指定管理業務を行う施設（別紙5、6参照）	2
(2) 指定管理者が直接行う業務	2
(3) 第三者に委託することができる業務	8
(4) 指定管理業務以外の業務	8
(5) 利用者満足度及び各種評価指標調査の実施	8
(6) 指定管理者による自己評価	9
(7) 定期報告	9
(8) 事業報告（年度報告）	9
(9) 遊具点検に係る報告	9
(10) 次年度以降の事業計画書等の作成	10
(11) 障害者差別解消法への対応	10
(12) 暴力団排除条例への対応	10
(13) マニュアルの整備	10
(14) その他指定管理者が行わなければならない業務	10
3 指定期間	10
4 管理の基準等	11
(1) 開場時間	11
(2) 使用許可等の基準	11
(3) 遵守すべき事項	11
(4) 文書の管理及び保存	11
(5) 個人情報の取扱い	12
(6) 情報公開	12
(7) 指定管理におけるリスク分担	12
(8) 災害時におけるリスク分担	13
(9) 賠償責任と保険の加入	13
(10) 備品	13
(11) 新型コロナウイルスその他新たな感染症への対応	14

5	管理体制（組織）	14
（1）	資格等	14
（2）	人員配置	14
（3）	非常時の体制	15
6	指定管理経費	16
（1）	指定管理料の上限額	16
（2）	積算経費	16
（3）	指定管理者の収入	16
（4）	直近2年間の収支決算額	17
（5）	支払方法	17
（6）	光熱水費等の精算	17
（7）	指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い	18
（8）	その他	18
7	その他	18
（1）	事務引継	18
（2）	文書引継	19
（3）	市主催事業等への協力	19
（4）	監査への協力	19
（5）	原状回復	19
（6）	法律改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて	19
（7）	市からの調査・指示等	20
（8）	モニタリング	20
（9）	環境対策	20
（10）	研修計画	20
（11）	遊水機能への対応	20
（12）	業務の継続が困難になった場合の対応	20
（13）	協議	21
別紙1	施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務	22
別紙2	個人情報保護に関する取扱仕様書	24
別紙3	リスク分担表	26
別紙4	名称別一覧表	28

別紙5 麻機遊水地第1工区 周辺地図

別紙6 あさはた緑地交流広場 構成施設位置図（条例第2条）

別紙7 交流広場備品一覧

あさはた緑地交流広場指定管理業務仕様書

本業務仕様書の位置づけ

本仕様書は、あさはた緑地交流広場指定管理者募集要項と一体のものであり、あさはた緑地交流広場（以下「交流広場」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、静岡市あさはた緑地交流広場条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、静岡市（以下「市」という。）が指定管理者に要求する業務の範囲、管理の基準、業務の仕様及びサービスの水準を示すものである。

1 施設の設置目的・運営方針

(1) 設置目的

市は、麻機地区の自然及び農業に触れ、親しみ、遊び、学ぶ場を提供することにより、市民の福祉の増進及び地域の活性化の促進を図るため、交流広場を設置する。

(2) 運営方針

公の施設として市民の福祉の増進を図るとともに、あさはた緑地固有の自然及び麻機地区の原風景である農業に触れ、親しみ、遊び及び学ぶ場を提供すること（ワイズユース）を基本理念とし、以下の事業に取り組む。

ア 地域の団体及び個人との連携を通じてあさはた緑地交流広場の自然環境の保全に取り組むと共に、その自然環境を体験できる教養施設として活用を図ること。

イ 麻機遊水地が担ってきた巴川流域の都市防災の歴史、都市に近接した豊かな自然環境及びあさはた蓮根を代表とした魅力ある地域資源の積極的な情報発信の拠点として、施設利用者に体験事業等を通じた地域の交流促進及び地域の活性化を図ること。

ウ 施設の管理運営を行うに当たり、法令や条例等を遵守するとともに、次の事項を遵守すること。

(ア) 市の定める条例、規則等を遵守し業務を遂行すること。

(イ) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。

(ウ) 施設の有する機能性能を適正に維持すること。

(エ) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用しやすいようサービスの向上に努めること。

(オ) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

- (カ) 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- (キ) 予算の執行に当たって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。
- (ク) 近隣住民、近隣施設、その他関係事業者と良好な関係を維持すること。
- (ケ) 市と円滑に連絡調整をし、適正な管理運営を行うこと。
- (コ) ごみの削減、省エネルギー等環境に配慮した運営を行うこと。
- (サ) 個人情報保護を徹底すること。
- (シ) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

(3) 目標

5年後に下記目標値を達成すること。

- ①利用者満足度 90%以上
- ②あさはた緑地が持つ遊水機能の認知度 80%以上
- ③あさはた緑地が行う自然ふれあい活動の認知度 80%以上

2 指定管理業務の内容

(1) 指定管理業務を行う施設（別紙5、6参照）

ア 名称	あさはた緑地交流広場
イ 所在地	静岡市葵区赤松2番地の1
ウ 規模	敷地面積 約77,600㎡
エ 内容	
(ア) センターハウス	木造平屋建 延べ床面積 約480㎡、管理事務所、会議室、ホール
(イ) 体験農園	敷地面積 約5,180㎡、農業体験棟 (約146.2㎡)、屋外便所、体験農園及び分区園 (約3,530㎡)
(ウ) 炊事棟	延べ床面積 約42㎡
(エ) 多目的広場	大型遊具、屋外便所、四阿、原っぱ、わんぱく広場
(オ) ふれあいの水辺	池、小川
(カ) 前各号の公園施設に附帯する公園施設	園路、橋、駐車場等

(2) 指定管理者が直接行う業務

施設の設置目的を達成するための主要な業務は、指定管理者が直接実施することを原則とし、その全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、主要業務が多岐にわたり、指定管理者のみでは実施が困難であると認められる場合等、事前に市の承認を得た場合に限り、当該業務を直接実施することができる専門業者等に主要業務の一部を委託することができる。

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者から他の者への再委託はできない。

ア 運営に関する業務

(ア) 行為の制限

条例第7条に記載された施設内の行為許可（行商、募金、出店等）に関する業務

(イ) 利用の許可

条例第8条で記載された会議室、体験農園、炊事棟の利用許可に関する業務

(ウ) 利用制限・利用禁止措置

条例第6条（利用の制限）に規定する使用の制限又は禁止に関する業務

- a 大雨警報の発令等遊水機能が発揮されると予想される場合（具体的には静岡県設置の警告灯が点灯している状態）は、速やかに施設内の利用者を退避させ、施設利用を制限し安全を確保すること。また、遊水機能発揮後は水位の低下を確認したうえで施設内の安全を確保し利用制限を解除すること。
- b a の他、施設内の制限又は禁止措置をとる場合は、最低限の安全を確保したうえで制限又は禁止措置の方法について市と協議し、市長の承認を得ること。

(エ) 防災防犯対策

- a 施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアルを作成すること。
- b 建物、駐車場、公園工作物、設備及び備品等の機能維持を図り、適正な利用に供するよう日常点検を行い、必要に応じて部品交換や補修・修繕等を行うこと。
- c 災害対策のため防災・消防計画を策定し、関係機関と協議を行うとともに、防災訓練を実施し緊急時に備えること。
- d 事故等の対応について、関係者を指揮し緊急に必要な措置を講じるとともに、速

やかに市等関係機関に報告し、その指示に従うこと。

- e 施設の管理業務日誌等諸帳簿を作成し、必要に応じて市に提出すること。
- f 器具等を利用する利用者の安全確保及び機器等の適正な利用に供するよう器具の設置・片づけ等を行うこと。
- g 施設の使用前後の開閉錠及び点検を行うこと。

(オ) 利用促進業務

利用者や市民への利用案内、安心・安全、利用者の健全な施設利用を促進すること。

(カ) 要望・苦情への適正な対応

- a 施設に対する要望・苦情について施設の品質向上のためのかけがえのない情報として適正に対応すること。
- b 利用者や市民から寄せられる要望・苦情に迅速かつ適切に対応すること。
- c 個人情報の扱いについては、十分注意すること。
- d 要望や苦情の内容と対応結果については、記録簿を作成し、事業報告書の一部として四半期ごとに市に報告すること。また、年度末に集計し、傾向を分析したうえで、報告すること。
- e 指定管理者の管理権限が及ばない案件（公園工作物の新設要望等）については、市に報告し、協議すること。

(キ) 自然環境の保全

施設の自然環境や貴重な動植物の保護に関しては地域住民と協働し自然環境の保全を行い、麻機遊水地地区グランドデザイン（以下「麻機GD」という。）及び市環境局所管「第2次静岡市生物多様性地域戦略」に資する活動に取り組むこと。努力目標として、施設内の多様な動植物に関する広報を実施し、施設利用者に対する環境保全への啓発活動を実施すること。

(ク) 地域との連携及び協力

地域活動への連携及び協力並びに地域への情報提供等に関すること。

- a 周辺住民、近隣施設の運営者及び利用者等との連絡調整を行い、施設の管理運営に関する意見等の情報収集に努めること。
- b 地域の実情に即した事業展開を行うこと。

(ケ) 広報業務

麻機遊水地のビジターセンターとして以下の業務を行い、麻機固有の自然や地域の特産品である蓮根をはじめとした農産物等麻機地区の魅力を発信すること。

a 建物内の展示

(a) 制札板等への指定管理者名の掲示

利用者への周知のため、施設入り口等に指定管理者名及び電話番号等連絡先を掲示すること。

(b) 麻機地域の歴史、文化、自然環境の学習に資する資料等の展示をすること。

(c) 巴川及び麻機遊水地の治水に関する資料の展示をすること。

b 麻機遊水地保全活用推進協議会との連携

ビジターセンター業務を行ううえで、地域資源に対して造詣の深い地域地縁団体や自然保護活動団体等との連携・協力が欠かせないことから、指定管理者はこれらの団体が所属する「麻機遊水地保全活用推進協議会」に参加し、連絡を密にするとともに情報収集に努めること。また、協議会に関する事項については施設を活用し情報発信等に努めること。

c 情報の発信

次の事項に関して、利用促進のためインターネット等を活用し広く情報提供を行うこと。

(a) 麻機遊水地保全活用推進協議会に関する情報発信

(b) 指定管理者について（制度の説明、連絡先、組織の概要等）

(c) 施設について（概要、みどころ、注意事項等）

(d) 各種手続について（申請方法、様式等）

(e) その他指定管理業務について必要なこと。

(コ) 修繕の実施状況に関する協議

修繕の実施にあたっては、（年度当初や年度末などに）市と定期的に協議し、修繕の実施結果が分かる資料を提出すること。

(サ) 教室、イベント等事業の実施業務

教室、イベント等事業を実施すること（別紙1「施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務」による。）。

(シ) 自主事業

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、交流広場の事業目的及び麻機GDの達成及び活性化のため、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。自主事業は年度評価及び総合評価の対象とする。

自主事業の計画に当たっては、年度当初の事業計画に盛り込むこと。なお、年度途

中に新たな事業を実施するに当たっては、市と協議すること。

自主事業の実施に当たっては、参加者から実費相当を徴収することが可能である。

イ 公園の維持管理に関する業務

別添資料「維持管理基本水準書」（以下、「維持管理基準」という。）に準じた樹木管理、除草作業、公園清掃等を行う。ただし、維持管理基準は最低限の作業回数等を定めるものであり、状況に応じて柔軟に創意工夫して対応することが望ましい。また、実際の工種ごとの延べ作業面積の合計は、各業務対象面積に維持管理基準の作業回数に乗じた面積の合計を超えていなければならない。

（ア）樹木管理

- a 見回り及び清掃を適時行い、危険な状態の樹木や枯損木の伐採、支障枝の剪定を必要に応じて実施すること。
- b 植物の特性に配慮し、永続的な視点に立ち、適正に持続・育成するよう、また、公園の景観を損なわないように必要な維持管理を行うこと。
- c 竹については、繁茂を抑えるため間引き・伐採等の管理をすること。

（イ）除草作業

- a 池、法面、土側溝等の視界不良により危険が生じ得る箇所については、重点的に除草作業を行い、安全の確保に努めること。
- b 原則として収草作業も含まれるが、自然環境を重視している範囲や斜面地等の利用者が立ち入らない場所においては、周辺の道路や民地に影響が無い範囲で利用者が許容する限りにおいて刈り倒し等による公園内処理ができる。
- c 利用者のいる広場や園路だけでなく道路や民地に近い場所での草刈機を用いた作業時には、シートやネット等を用いて、飛び石により第三者へ被害を与えないよう対策を十分に実施すること。
- d 民地と隣接する場所を作業するときには、事前に関係者へ作業実施日程等の周知を行うこと。

（ウ）農園管理

- a 体験農園及び未利用の分区園について、除草を行うこと。
- b 肥料を利用するときは、使用方法や使用量に注意し、環境に悪影響を与えないようにすること。

（エ）清掃作業

公園外から持ち込まれ投棄されたものの全般、落ち葉及び流入した土砂等を除去し、

また、公園内から出た落ち葉や土砂等を必要に応じて清掃すること。

- a 台風等により予想される場合は、事前に公園内の側溝や集水枡の清掃を実施し、排水設備が正常に機能する状態を保つこと。大雪の後も同様である。
- b 繁忙が見込まれる時期には、頻繁に巡回清掃を行い、公園内を清潔に保つこと。

(オ) 病害虫の防除

利用者に危険が及ばないように、必要に応じて蜂や毛虫等の駆除を行うこと。薬剤を使用する場合には、事前に市と協議すること。病気・病害虫の対策等は指定管理者が実施すること。

(カ) 特定外来生物の駆除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、特定外来生物や要注意外来生物等の防除についての対策に努めること。

(キ) 資源の有効活用

公園の維持管理業務の際に発生する落ち葉、草、樹木の剪定枝等については、単に廃棄物として処分するのではなく、さまざまな有効活用が考えられる。それらを資源としてとらえ、再活用する方法を検討し、実施すること。

ウ 建物、駐車場、公園工作物及び設備に関する維持管理業務

維持管理基準に準じて清掃、点検、補修等を行う。

(ア) 建物及び公園工作物清掃

建物及び公園工作物の内外の清掃を行い、清潔な状態を保つこと。

- a トイレの清掃は利用状況にあわせて指定管理者が回数を定め、定期的に行うこと。
- b 遊具・四阿・野外卓・ベンチ等について、巡回清掃をこまめに行うこと。

(イ) 点検・補修

指定管理者は施設の全般について点検を行い必要であれば簡易な修繕等を行うこと。大規模な修繕等は市が実施する。

- a 遊具については、指定管理者による点検のほか、「遊具の安全に関する規準」(JPFA-SP-S:2014)に基づき有資格者による定期点検を年1回以上実施すること。
- b 浄化水槽については、「浄化槽法」に基づき専門家による保守点検を年1回以上実施すること。
- c 点検の結果、必要であれば施設の閉鎖(使用禁止措置等)を実施し、市へ報告するとともに、施設の修理方法を市と協議すること。
- d 事件性のある破損等については、警察や消防に通報するとともに、市へ報告す

ること。

(ウ) 駐車場管理

巡回、場内清掃及び不正利用対策を行うこと。

(エ) 照明の管理

指定管理者は、施設の使用状況に応じ点灯消灯時間の管理及び電気使用量削減対策を行うこと。

エ 公共料金に関する業務

電気、水道・下水道等の公共料金の契約手続及び支払いを行うこと。また、日常の管理に当たっては、節電、節水に努めること。

(3) 第三者に委託することができる業務

公園工作物及び設備、機器等の維持管理に関する業務については、第三者に委託することができる。

ただし、委託に当たっては市の例に順じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者から他の者への再委託はできない。

ア 委託業務内容

(ア) 浄化槽点検業務

(イ) 浄化槽清掃業務

(ウ) 消防設備保守点検業務

(エ) 遊具点検業務

(オ) 機械警備業務

(カ) 開閉園管理業務

(キ) その他市長が必要があると認めた業務

(4) 指定管理業務以外の業務

ア 使用料徴収業務

指定管理者は、指定管理の協定とは別に、地方自治法施行令第158条第1項に基づき市と使用料徴収業務委託契約を締結し、条例第11条に定める使用料の徴収業務を行う。

会議室、炊事棟、分区園及び公園行為許可の使用料は、市の歳入となる。

(5) 利用者満足度及び各種評価指標調査の実施

ア 「利用者満足度」、「あさはた緑地が持つ遊水機能認知度」、「あさはた緑地が行う自然ふれあい活動の認知度」の調査を年度ごとに実施し、分析を行って施設の管理運営に反映するとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

イ 利用者満足度調査及び各種認知度調査は施設の利用者及び教室、イベント等事業の参加者を対象とする。

(6) 指定管理者による自己評価

指定管理者は、年度終了後1か月以内に、市が行う年度評価と同様の方法により、当該年度の指定管理業務について自己評価を行い、次年度以降の指定管理業務の改善を図るとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

(7) 定期報告

指定管理者は、協定書で定める日までに下記の事項を記載した前月分の月次報告書を提出することとする。

ア 施設利用状況（開館日数、稼働率、センターハウス利用者数、駐車台数等）

イ 人員配置状況（勤務実績）

ウ 業務実施状況（業務の名称、実施日、業務概要）

（施設・設備の定期点検や第三者に委託した業務の実施状況を含む。）

エ その他、指定管理業務の適切な実施を確認するために必要な事項

(8) 事業報告（年度報告）

地方自治法（以下「自治法」という。）第244条の2第7項の規定により、指定管理者は毎年度終了後、1か月以内に施設の管理業務に関し、下記の内容を添付した事業報告書（様式第22号）を作成し、市に提出すること。

ア 管理業務の実施状況（事業計画との比較）

イ 施設利用状況（利用者数、稼働率、目標との比較、利用拒否等の件数・理由等）

ウ 指定管理業務収支状況報告書

エ 財務諸表

オ 利用者からの意見、要望及び苦情の内容と対応状況

カ 利用満足度調査の実施状況（目標との比較）

キ 自己評価結果

(9) 遊具点検に係る報告

遊具の点検をしたときは、遊具点検報告書等を作成し、市に提出すること。

ア 提出期限

点検後速やかに行うこと。

イ 提出書類

(ア) 遊具点検報告帳票

(イ) 遊具点検調査報告書

(10) 次年度以降の事業計画書等の作成

ア 申請時に提案された事業計画を基本として、毎年度、市と調整を図ったうえで次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。

イ 指定管理業務の効果を増進させるため、市と指定管理者は、協議のうえ、教室、イベント等事業の実施業務や草刈業務の範囲や回数等仕様書及び維持管理基準に記載された内容の改善に努めることとする。

(11) 障害者差別解消法への対応

公の施設の管理運営を行うことに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項に定める障害者への合理的配慮の提供については、可能な限り、「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づき、市の職員に準じた対応に努めること。

(12) 暴力団排除条例への対応

指定管理者が暴力団員等による不当な行為を受けたときは、「静岡市暴力団排除条例運用の手引き」に基づき対応を行い、市に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うこと。

(13) マニュアルの整備

施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアル及び危機管理マニュアル（火災や地震、事務事業等の非常時における危機管理体制等について規定）を作成すること。

(14) その他指定管理者が行わなければならない業務

ア 随時報告

事故や災害の発生のように緊急な事項や、指定管理者と金融機関の取引停止、指定管理者の法人格の変更に関わる事項等、指定管理の継続に影響がある事項については、随時報告を行うこと。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで 5年間

この期間は、静岡市議会での議決により決定する。

4 管理の基準等

(1) 開場時間

交流広場の開場時間は、午前7時から午後9時までとする。ただし、交流広場の施設のうちセンターハウス、農業体験棟及び炊事棟の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。

ア 休館日

12月29日から翌年の1月3日までの日

ウ その他

指定管理者が特に必要があると認めるときは市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

(2) 使用許可等の基準

施設利用に係る審査基準と処分基準は、当該処分の処分庁である指定管理者が、市と協議の上定める（優先利用に関する基準も同様）。

また、この基準と標準処理期間を、静岡市行政手続条例第5条第3項及び同条例第6条の規定により、当該施設において公表する。

なお、使用料の減額又は免除の決定は、市長が特別な理由があるときに限られる。

(3) 遵守すべき事項

地方自治法、施設の設置条例及び同施行規則等のほか、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態等、適正な管理運営を行うこと。

ア 地方自治法

イ 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則

ウ 静岡市都市公園条例、静岡市都市公園条例施行規則

エ あさはた緑地交流広場条例、あさはた緑地交流広場条例施行規則

オ 労働関係法令

カ その他関連法令

関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

(4) 文書の管理及び保存

指定管理業務の実施に当たり、次に掲げる帳簿等を備え、施設の適正な管理運営に努め

ること。

また、作成又は取得した文書等は、市の文書事務に関する諸規定に基づいて、別途文書管理に関する規定等を定め、適正に管理及び保存する。

ア 管理に関する帳簿

- (ア) 事業日誌
- (イ) 施設運営に必要な諸規定
- (ウ) 年間事業計画及び事業実施状況表
- (エ) 職員に関する書類
- (オ) 設備及び備品に関する書類
- (カ) その他管理に必要と思われる帳簿及び書類等

イ 利用者に関する書類

- (ア) 各種施設管理に係る申請書
- (イ) その他必要と思われる書類等

ウ 会計経理に関する帳簿及び書類

- (ア) 収支予算及び収支決算に関する帳簿及び書類
- (イ) 金銭の出納に関する帳簿及び書類
- (ウ) 物品等の受払に関する帳簿及び書類
- (エ) 資金に関する帳簿及び書類
- (オ) その他必要と思われる書類等

エ その他管理運営業務に必要と思われる帳簿及び書類等

(5) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、「別紙2 個人情報の保護に関する取扱仕様書」に従って、十分注意すること。

(6) 情報公開

指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開は、別途情報公開規定等を定める等適正な情報公開に努めること。

なお、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合がある。

(7) 指定管理におけるリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、「別紙3 市と指定管理者のリスク分担表」のとおりとする。ただし、表で定める事項で疑義がある場合又は当該分担表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議のうえ、決定することとする。

(8) 災害時におけるリスク分担

ア 災害時のリスク分担、役割等

協定書締結の際に市と指定管理者とで協議し、確認した内容を事業計画書に記載すること。(協定書締結の際は、具体的な内容をここに記載すること。)

イ 今後避難所等に位置付けられた場合の取扱い及び災害発生時の状況による協力依頼

本市における公の施設には、地震・風水害等の大規模災害発生時において避難所等として地域防災計画において位置付けられ、極めて重要な役割を担う場合がある。

現段階では本市地域防災計画に位置付けのない施設であっても、今後地域防災計画において避難所等に位置付けられる可能性があり、その場合には「災害時等における施設利用の協力に関する協定」の締結し、「指定管理者災害対応の手引—指定管理者制度導入施設避難場所等災害対応マニュアル ひな型—」を参考に大規模災害時等の協力体制を整備するよう努める必要がある。また、地域防災計画等に位置付けられない場合であっても、災害発生時の状況によっては、随時、各施設に協力を求める可能性があり指定管理者はそれに協力するよう努める義務を負うものとする。

(9) 賠償責任と保険の加入

指定管理業務の実施に当たり、市の責任に帰すべき事由による事故により第三者に与えた損害については、施設の設置者である市が賠償責任を負うが、指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害については、指定管理者が賠償責任を負う。

このいずれの理由にもよらない事故により第三者に与えた損害については、その賠償責任について、両者で協議することとする。

また、指定管理者に起因する火災等による施設の損壊についても、市は、指定管理者に対して損害賠償を請求することができる。

以上のことから、指定管理者は、想定される損害賠償請求に対応できるよう任意の賠償責任保険に加入すること。

(10) 備品

施設に必要な不可欠な設備及び備品については、市が用意するものとし、管理運営業務の遂行に当たり必要となる事務用備品については、指定管理者が費用負担するものとする。

市は、「別紙7 交流広場備品一覧」に記載のものを、無償にて貸与する。ただし、備品の所有権は市に帰属するため、指定管理者は、備品台帳等による管理を徹底する等、静岡市物品管理規則（平成15年規則第51号）等に基づき適正な管理に努めるとともに、指定管理期間が終了したときは原則原状回復し、市に返却すること。なお、経年劣化等管理方法によらない理由により、原状回復が困難であると認められるものについては、市と指定管理者が協議のうえ、決定することとする。

また、新たな備品の購入や更新については、予算の定める範囲において、市が必要と認めた場合に市が整備する。

(11) 新型コロナウイルスその他新たな感染症への対応

施設の管理運営やイベント等の開催に当たっては、国、静岡県、静岡市から示された新型コロナウイルスその他新たな感染症に係る対応方針等に基づき、市と協議の上、必要な対策等を講じること。

5 管理体制（組織）

(1) 資格等

ア 指定管理者は、施設に1人以上、管理的及び監督的な地位にあり、防火管理等の知識や資格を有する甲種防火管理者を配置すること。

イ 指定管理者は、施設に1人以上、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）に基づく人材認定等事業の登録を受けた事業の研修等を受けた者又は環境学習に係る実務経験が2年以上で業務に精通する者を配置すること。

ウ 草刈業務を実施するものは刈払機取扱作業安全衛生教育を修了していること。

エ 樹木の伐採作業等でチェーンソーを用いるものは必要な講習を修了していること。

(2) 人員配置

ア 人員配置は、施設の利用状況に合わせて、センターハウス、農業体験棟及び炊事棟の開館時間中は原則3人以上が勤務し、センターハウスには常時1人以上配置すること。ただし、休日（土日祝）、各種催しの実施日、適正な施設の維持管理業務を遂行する上での都合上など、施設の管理運営を行ううえで人員配置の不足が見込まれる場合は、原則4人以上が勤務すること。

イ 施設を代表する責任者を指定すること。

ウ 人員配置は施設の管理運営に支障がないよう配慮するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとする。

エ 配置する人員の勤務形態は、労働基準法等を遵守し、施設の運営に支障がないようにすること。

(3) 非常時の体制

ア 危機管理マニュアルの作成

火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制を整備するため、市と協議のうえ、危機管理マニュアルを作成する。

イ 防火管理者の責務

防火管理者は、管理権原者（静岡市長）から選任され、次に掲げる事項を行う。

- (ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (イ) 避難又は防災上必要な構造及び設備近辺に置かれた物を除去すること。
- (ウ) 避難又は防災上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
- (エ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
- (オ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関すること。
- (カ) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持ち込みの制限に関すること。
- (キ) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (ク) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること。
- (ケ) その他防火管理者の業務を遂行するために必要なこと。

ウ 防火管理者の業務

防火管理者は、次に掲げる業務を実施し、かつ、当該内容について十分な知識を有すること。

- (ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (イ) 避難又は防災上必要な構造及び設備等の管理に関すること。
- (ウ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
- (エ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関すること。
- (オ) 火器の使用等危険な行為の監督に関すること。
- (カ) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (キ) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること。
- (ク) その他防火管理者として行うべき業務に関すること。

エ AED（自動体外式除細動器）について

- (ア) 点検担当者の配置

市が設置したAEDについて、日常点検等を実施する者として、点検担当者を配置すること。

(イ) 研修会の実施

AEDの操作方法習得のため、定期的に施設職員に対する研修会を実施すること。

(4) その他

事業計画書への明示

従事予定者や採用計画とともに、どのような業務をどのような体制で実施するのかを事業計画に明示すること。

6 指定管理経費

(1) 指定管理料の上限額

指定管理料の上限額は次のとおりであり、申請者はこの範囲内で提案すること。ただし、上限額は予算の議決により変更となる可能性がある。

なお、指定管理者が収入する事業費収入（別紙1参照）の見込額は控除した金額となっている。また、別に契約する使用料徴収事務に係る委託料は含まない。

59,145千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 積算経費

指定管理料の積算経費については、以下のとおりとする。

なお、年度ごとの業務に差異がない場合は、指定期間中の指定管理料の額は初年度の額を基本とし、特別な理由がない限り変更や精算は行わない（修繕費を除く。）。

ア 人件費

イ 業務管理費（健康診断費、互助会費、業務総合調整費、安全管理費等）

ウ 事業費（謝金、消耗品費、使用料、手数料、通信運搬費等）

エ 一般管理費等（退職金引当費、法定福利費等）

オ 施設費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、保険料、委託費、使用料等）

カ 管理雑費

キ 消費税相当額

(3) 指定管理者の収入

指定管理業務に係る収入については、以下のとおりとする。

ア 市からの指定管理料

イ 事業費収入（教室等事業費収入等）

ウ 自主事業実施にかかる実費相当分

(4) 直近2年間の収支決算額

《参考：指定管理業務に係る直近2年間の収支決算額》

ア 指定管理業務に係る支出 (千円)

	令和3年度	令和4年度
人件費	15,310	18,066
業務管理費	1,595	1,901
事業費	1,840	2,322
一般管理費	3,434	2,993
施設費	25,794	25,128
管理雑費	479	114
消費税相当額	4,845	5,053
合計	53,295	55,574

イ 指定管理業務に係る収入 (千円)

	令和3年度	令和4年度
指定管理料	51,101	51,378
事業費収入	750	1,515
合計	51,851	52,893

ウ 指定管理業務以外の収入 (千円)

	令和3年度	令和4年度
徴収事務委託料	451	451

(5) 支払方法

指定管理料は前金払いとし、年4回の分割払いにより、協定書で定める期日までに協定書で定める金額を指定管理者の請求に基づいて支払う。

(6) 光熱費等の精算

光熱費等は、次に示す金額を上限額として、価格が安定するまでの間、毎年度精算するものとする。

光熱費等 1,348千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い

指定管理業務の実施に当たり、指定管理者が受けることのできる国や地方公共団体、独立行政法人等の補助制度があるときは、これを積極的に活用すること。

ただし、指定管理業務を対象として国庫補助金等の交付を受けた場合は、同一の業務に対して指定管理料と国庫補助金等の両方が重複して収入されることになるため、精算等の手続が必要となる場合がある。

したがって、国庫補助金等の申請を行う際は必ず事前に市に報告し、その取扱い方法について協議を行うこと。

(8) その他

ア 経理

業務を実施するに当たり、公の施設の管理であることに鑑み、収入・支出に関する諸帳簿の作成、証拠書類の整理保管、備品台帳の整備等その経理に関しては、常に明瞭にしておかなければならない。

(ア) 経理規程

経理事務責任者や金銭の保管等経理事務の方針や体制等のルールを定めること。

(イ) 独立した会計帳簿と専用の口座

独立した会計帳簿と専用の口座により、本業務に関する会計とその他の会計を分けて管理すること。ただし、その費用の内訳が明らかとなるよう施設現金出納帳を整備している場合は、この限りでない。

イ 光熱水費の支払い年度区分

指定期間終了後に支払いが発生することを防ぐため、支払いの際の年度区分は支払期限日の属する年度とし、期別・月別区分の取扱いも同様とする。

ウ 光熱水費の料金改定

料金の改定は、リスク分担の物価変動として取り扱い指定管理者の負担とする。ただし、著しい物価変動が発生した場合は市と協議すること。

7 その他

(1) 事務引継

指定期間が終了し、指定管理者が交代する際は、次の指定管理者の候補者が円滑に指定管理業務を実施することができるよう、必ず引継を行わなければならない。

また、初回の引継では、市が立ち会ったうえで引継の日程や方法、項目を決定するものとする。

なお、引継に係る経費は候補者が負担するが、市議会で指定管理者の指定議案が否決された場合には、それまでに負担した準備経費等は補償しない。

(2) 文書引継

指定管理者が指定管理業務を実施するうえで作成した文書、収集した文書については、市に引き継ぐものとする。なお、市は必要に応じて次期の指定管理者に当該文書を引き継ぐ。

(3) 市主催事業等への協力

ア 市が主催する事業は優先的に実施できるよう市と協議すること（貸館、広報物の掲示等含む）。

イ 類似公共施設の広報物の掲示等、PRの相互協力を行うこと。

ウ 市が行う防災訓練や災害時の対応に協力すること。

(4) 監査への協力

市の監査委員による監査及び外部監査人による監査の対象となった場合には、積極的に協力しなければならない。

また、監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、市は帳簿書類その他の記録を指定管理者に提出させるとともに、監査会場への出席を求め、実地に調査することができる。

(5) 原状回復

指定期間の満了や指定取消があった場合には、市が認める場合を除いて、施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(6) 法律改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて

電力・ガスの小売全面自由化に伴い、電力・ガス会社や料金メニューを自由に選択することが可能となったことから、指定管理者は積極的に購入方法の見直しを行い、経費節減等に努めること。

ただし、購入方法を変更した日から1年間の電気料・ガス料金の実績と、前年の同期間における電気料・ガス料金の実績との間に10%以上の変動があった場合には、その10%を

超える部分について精算を行うこととする。精算方法等については別途市と協議のうえ決定する。

なお、見直しに当たっては以下の点に留意すること。

ア 契約しようとする電力会社・ガス会社が、小売電気事業者・小売ガス事業者として経済産業省の登録を受けていること。

イ 指定管理者と電力会社・ガス会社の間で、事故発生時等の緊急対応の体制が整備されていること。

ウ 相手方との契約期間は指定期間内とすること。

(7) 市からの調査・指示等

市から管理業務の実施状況に関する調査、指示等があった場合には、これに従うものとし、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

(8) モニタリング

指定管理者は、市が実施するモニタリングに従うこと。なお、市はモニタリングの評価結果を公表する。

(9) 環境対策

本業務の実施に当たり、省エネルギー、省資源、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達において「静岡市環境マネジメントシステム文書」に基づき、環境配慮行動に取り組むこと。

(10) 研修計画

職員の指導監督を行うとともに、職員の資質を高めるため、研修を実施する等施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

(11) 遊水機能への対応

ア 静岡市南部に大雨注意報発表された時は利用者へ警戒情報を提供すること。

イ 静岡市南部に大雨警報が発表された時は施設外へ避難誘導を行うこと。

(12) 業務の継続が困難になった場合の対応

ア 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化した場合及び指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができる。この場合に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとする。

イ 不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合には、市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、市はその指定を取り消すことができる。

ウ 前記のほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、双方が誠意を持って協議する。

(13) 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理に関し疑義が生じた場合には、市と指定管理者と協議して決定する。

別紙1 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務

交流広場の設置目的を達成し、施設の効果を高めるために、以下に掲げた事業を実施すること。また、利用者のニーズに応じた講座等の各種自主事業を積極的に実施すること。

1 市の施策により実施する教室等（以下「指定事業」という。）

(1) 自然環境学習事業

麻機地区固有の自然を活用した自然環境学習を行う。

ア コンセプト 季節や時間により変化するあさはた緑地固有の自然環境の特色を活かした事業を行う。また、内容については、連続で参加することで参加者の知識や経験をより深める事業及び参加者を限定せず、誰でも単発的に参加できる事業を実施する。

イ 回数 年8回

ウ 参加者数 累計360名以上

エ 事業（例） 環境学習講座、自然観察会等

(2) 体験農園事業

「農業体験」を提供する事業を行う。

ア コンセプト 農業体験を通じて、麻機地区の農業文化の伝承、農業に寄り添ってきた麻機固有の自然環境の学び、あわせて利用者の交流の場となる事業を行う。また、参加者が実際に調理し食べることで、農作物を作り育てる喜びを感じられる事業を積極的に行う。

イ 回数 年24回

ウ 参加者数 累計510名以上

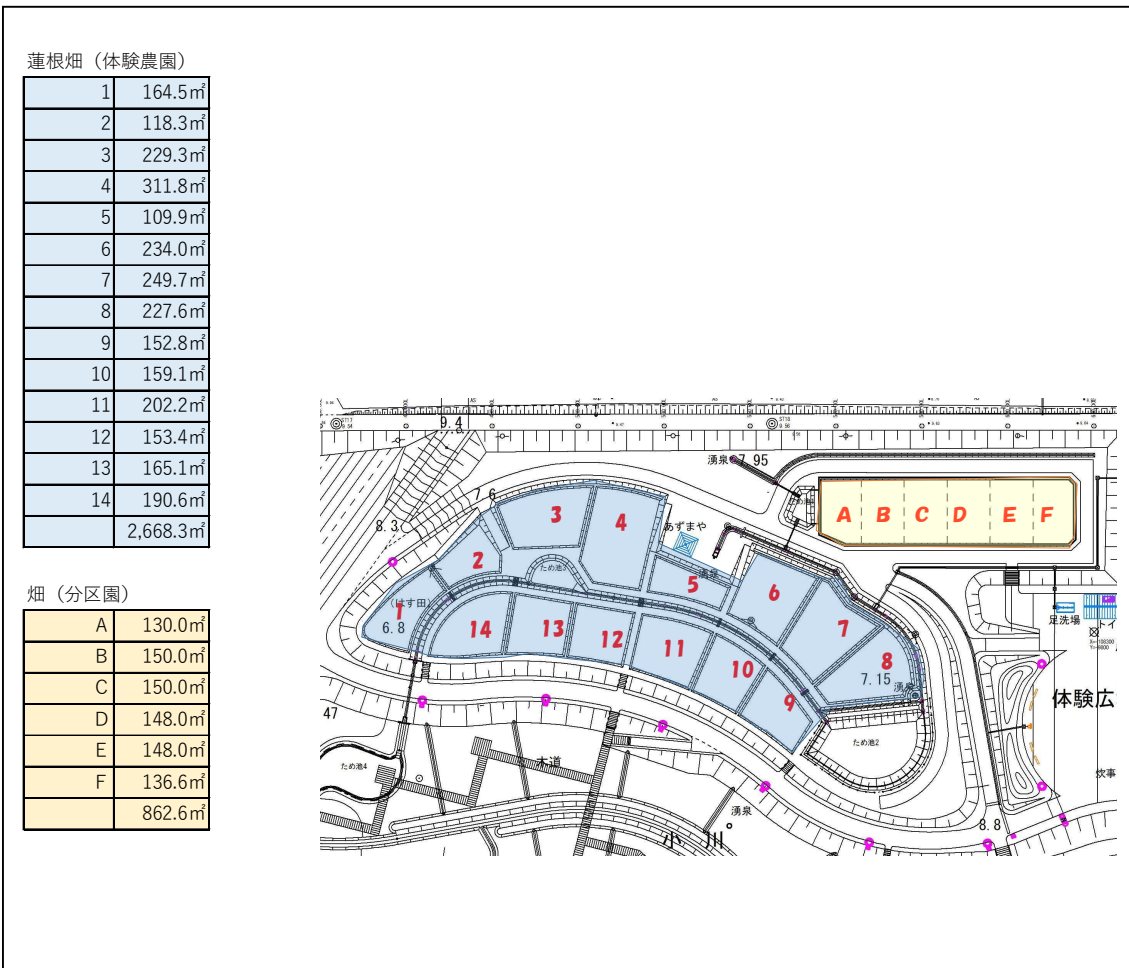
エ 事業（例） 蓮根栽培体験、稲作体験、炊事棟を利用した調理体験等

ただし、天災地変など指定管理者の責めに帰すことができない事由により、体験農園事業が実施できない場合は、市と協議して別途コンセプトに合致したイベントを実施する。

指定事業は、市の麻機GDに沿った事業である。事業内容においては、年度開始前の市が指定する日までに、事業計画書を提出した後、教室等の内容、参加料、回数、区分等について協議し、承認を得て実施すること。また、参加者から実費相当を徴収することは可能である。

2 体験農園について

体験農園は以下に示す図面のとおり、分区園として利用者に貸出す区画と体験農園として指定管理者が活用する区画を分ける。また、分区園として貸出す区画のうち利用申請のない部分については指定管理者の自主事業として有効に活用するよう努力すること。



別紙2 個人情報の保護に関する取扱仕様書

(個人情報保護の基本原則)

1 指定管理業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい等の禁止)

2 指定管理者は、業務に関して、知り得た個人情報の内容を他人に知らせてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

3 指定管理者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

4 指定管理者は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

5 指定管理者は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

6 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

7 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

8 指定管理者は、業務の実施に当たり市から提供され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(再委託等における個人情報の取扱い)

9 指定管理者は、市の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締

結する契約書等に、この個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。
この場合において、指定管理者は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを市に提出するものとする。

(事故発生時における報告)

10 指定管理者は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

別紙3 リスク分担表

項目		市	指定管理者
法令、政策等 の変更	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の 成立等	○	
	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延 期・変更等	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更(不可抗力を 除く)	協議による	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・ 住民対応	指定管理業務の内容に対する住民又は地縁団体か らの要望、苦情等		○
	上記以外の事項	○	
政治・行政的 理由による事 業変更	政治・行政的理由により、施設管理・運營業務の 継続に支障が生じた場合、又は指定管理の内容変 更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該 事情による増加経費負担	協議による	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、火災、暴動、 その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰 すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う 施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、火災、暴動、 その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰 すことのできない自然的又は人為的な現象)に備え た対策の実施		○
	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、火災、暴動、 その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰 すことのできない自然的又は人為的な現象)発生時 における処置等		○
	新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症 等による管理運営の中断や対策等に要する経費	協議による	

	上記にかかる経費	協議による	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設・設備の損傷	指定管理者の故意、過失及び管理上の瑕疵によるもの		○
	施設的设计・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等 (総額10万円以下の修繕又は1件当たり10万円以下の購入)		○
	管理業務の一部を再委託した者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等(上記以外)	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
第三者賠償	市の責任に帰すべき事由による事故により第三者に与えた損害	○	
	指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害		○
	上記以外の理由により第三者に与えた損害	状況による	
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間中途に業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※本表が定める事項で疑義がある場合または本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議のうえ決定します。

別紙4 名称別一覧表

名称		具体的事例
施設	建物	センターハウス、農業体験棟及び炊事棟
	駐車場	駐車場
	公園工作物	ベンチ、外灯、遊具、東屋、屋外便所、橋、看板、連絡橋等、木道、上記を除く工作物
	公園	上記以外の原っぱ、わんぱく広場、芝生広場、小川、散策路及び体験農園（蓮根畑、畑及びこれらに隣接する散策路）等空間的なもの
	設備	電気設備（配電盤等）、消防設備（火災報知器等）、水道設備等のインフラ設備

※ 単に「施設」は公の施設（指定管理区域）を指す。

麻機遊水地第1工区 周辺地図



あさはた緑地交流広場
約77,600㎡ (約 7.8ha)

※今回の指定管理の範囲

あさはた緑地
約172,000㎡ (約17.2ha)

麻機遊水地第1工区
約217,000㎡ (約21.7ha)

有永漆山線

静岡県中央特別支援学校

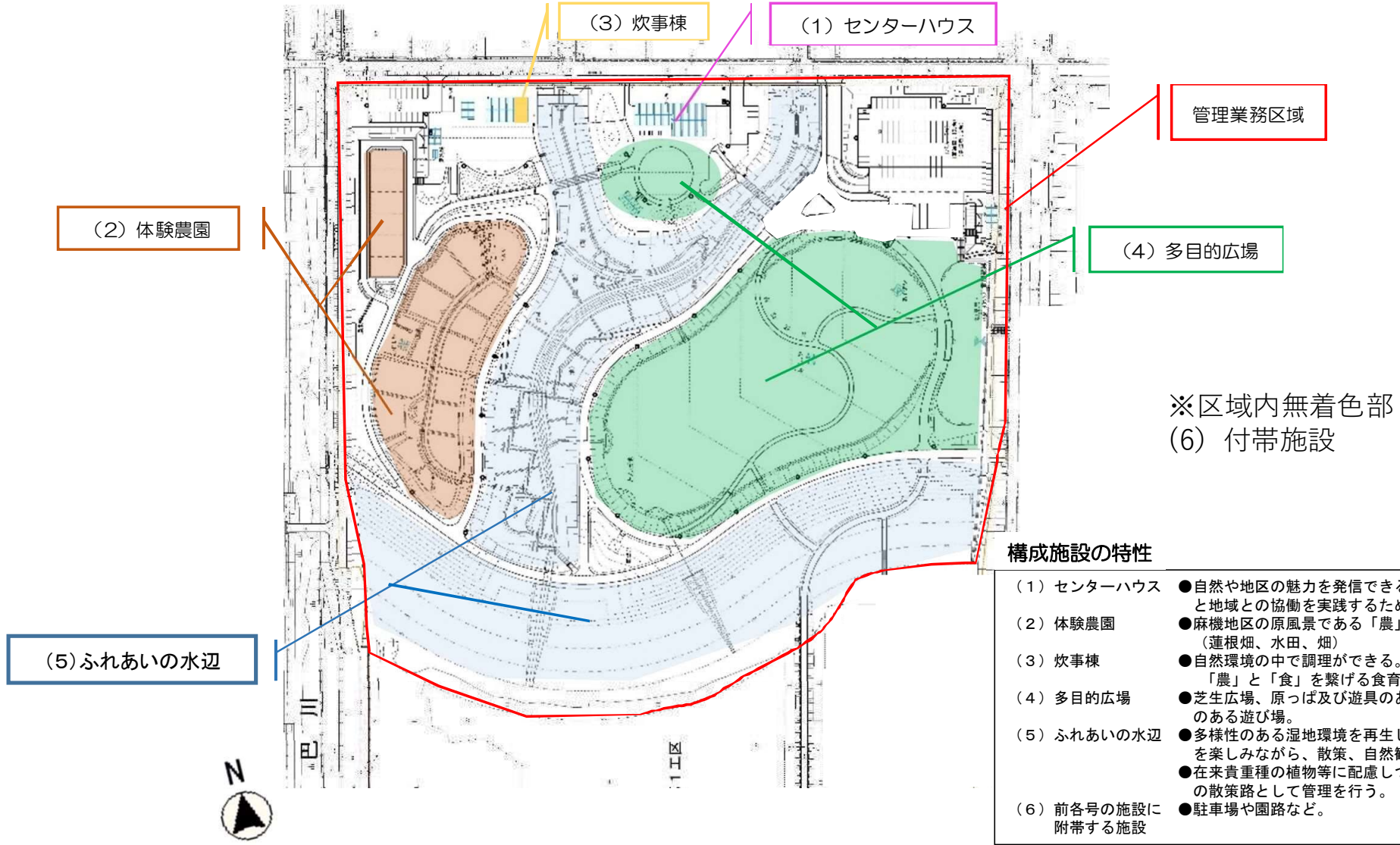
静岡北特別支援学校

静岡てんかん・神経医療センター

静岡県立こども病院

新東名アクセス道路

あさはた緑地交流広場 構成施設位置図 (条例第2条)



別紙7 交流広場備品一覧

No.	品名	設置場所
1	台車 ナンシンDSK-101	あさはた緑地センターハウス
2	台車 ナンシンLSK-201	あさはた緑地センターハウス
3	WEBカメラ CMS-V41BK	あさはた緑地センターハウス
4	WEBカメラ CMS-V41BK	あさはた緑地センターハウス
5	業務用包丁 牛刀 24cm 両刃佐文	あさはた緑地 炊事棟
6	業務用包丁 牛刀 24cm 両刃佐文	あさはた緑地 炊事棟
7	業務用包丁 牛刀 24cm 両刃佐文	あさはた緑地 炊事棟
8	業務用包丁 牛刀 24cm 両刃佐文	あさはた緑地 炊事棟
9	業務用包丁 牛刀 24cm 両刃佐文	あさはた緑地 炊事棟
10	業務用包丁 牛刀 24cm 両刃佐文	あさはた緑地 炊事棟
11	包丁立て TKG18-8プラ板付カラーラックナイフ Aタイプ	あさはた緑地 炊事棟
12	実用両手鍋 24cm TKGステンレスプラ柄厚板	あさはた緑地 炊事棟
13	実用両手鍋 24cm TKGステンレスプラ柄厚板	あさはた緑地 炊事棟
14	実用両手鍋 24cm TKGステンレスプラ柄厚板	あさはた緑地 炊事棟
15	湯沸かし 5ℓTKG18-8	あさはた緑地 炊事棟
16	湯沸かし 5ℓTKG18-8	あさはた緑地 炊事棟
17	湯沸かし 5ℓTKG18-8	あさはた緑地 炊事棟
18	ステンレスボール 18cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
19	ステンレスボール 18cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
20	ステンレスボール 18cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
21	ステンレスボール 24cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
22	ステンレスボール 24cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
23	ステンレスボール 24cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
24	ステンレスボール 30cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
25	ステンレスボール 30cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
26	ステンレスボール 30cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
27	抗菌プラスチックまな板住友 41×23×1.5cm	あさはた緑地 炊事棟
28	抗菌プラスチックまな板住友 41×23×1.5cm	あさはた緑地 炊事棟
29	抗菌プラスチックまな板住友 41×23×1.5cm	あさはた緑地 炊事棟
30	抗菌プラスチックまな板住友 41×23×1.5cm	あさはた緑地 炊事棟
31	抗菌プラスチックまな板住友 41×23×1.5cm	あさはた緑地 炊事棟
32	抗菌プラスチックまな板住友 41×23×1.5cm	あさはた緑地 炊事棟
33	IHアルミ寸胴鍋 24cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
34	IHアルミ寸胴鍋 24cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
35	IHアルミ寸胴鍋 24cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
36	IHアルミ半寸胴鍋 24cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
37	IHアルミ半寸胴鍋 24cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
38	IHアルミ半寸胴鍋 24cmTKG	あさはた緑地 炊事棟
39	丸形ザル 22cm18-8 ラスティア	あさはた緑地 炊事棟
40	丸形ザル 22cm18-8 ラスティア	あさはた緑地 炊事棟
41	丸形ザル 22cm18-8 ラスティア	あさはた緑地 炊事棟
42	草刈鎌(鋼付) 1501	あさはた緑地 農業体験棟
43	草刈鎌(鋼付) 1501	あさはた緑地 農業体験棟
44	ピットマック(中)1405	あさはた緑地 農業体験棟
45	ピットマック(中)1405	あさはた緑地 農業体験棟
46	ピットマック(中)1405	あさはた緑地 農業体験棟
47	ピットマック(中)1405	あさはた緑地 農業体験棟
48	ピットマック(中)1405	あさはた緑地 農業体験棟
49	片手鍬1411	あさはた緑地 農業体験棟
50	片手鍬1411	あさはた緑地 農業体験棟
51	片手鍬1411	あさはた緑地 農業体験棟
52	片手鍬1411	あさはた緑地 農業体験棟

53	片手鍬1411	あさはた緑地 農業体験棟
54	ホームショベル4019	あさはた緑地 農業体験棟
55	ホームショベル4019	あさはた緑地 農業体験棟
56	ホームショベル4019	あさはた緑地 農業体験棟
57	ホームショベル4019	あさはた緑地 農業体験棟
58	ホームショベル4019	あさはた緑地 農業体験棟
59	ホームショベル4019	あさはた緑地 農業体験棟
60	ホームショベル4019	あさはた緑地 農業体験棟
61	ホームショベル4019	あさはた緑地 農業体験棟
62	ホームショベル4019	あさはた緑地 農業体験棟
63	ホームショベル4019	あさはた緑地 農業体験棟
64	角形ホームショベル4018	あさはた緑地 農業体験棟
65	角形ホームショベル4018	あさはた緑地 農業体験棟
66	角形ホームショベル4018	あさはた緑地 農業体験棟
67	角形ホームショベル4018	あさはた緑地 農業体験棟
68	角形ホームショベル4018	あさはた緑地 農業体験棟
69	角形ホームショベル4018	あさはた緑地 農業体験棟
70	角形ホームショベル4018	あさはた緑地 農業体験棟
71	角形ホームショベル4018	あさはた緑地 農業体験棟
72	角形ホームショベル4018	あさはた緑地 農業体験棟
73	角形ホームショベル4018	あさはた緑地 農業体験棟
74	移植ごて RGTロウエルワイド 1350	あさはた緑地 農業体験棟
75	移植ごて RGTロウエルワイド 1350	あさはた緑地 農業体験棟
76	移植ごて RGTロウエルワイド 1350	あさはた緑地 農業体験棟
77	移植ごて RGTロウエルワイド 1350	あさはた緑地 農業体験棟
78	移植ごて RGTロウエルスリム 1351	あさはた緑地 農業体験棟
79	移植ごて RGTロウエルスリム 1351	あさはた緑地 農業体験棟
80	移植ごて RGTロウエルスリム 1351	あさはた緑地 農業体験棟
81	ジュニアレーキ(中)4031	あさはた緑地 農業体験棟
82	ジュニアレーキ(中)4031	あさはた緑地 農業体験棟
83	ジュニアレーキ(中)4031	あさはた緑地 農業体験棟
84	ジュニアレーキ(中)4031	あさはた緑地 農業体験棟
85	ジュニアレーキ(中)4031	あさはた緑地 農業体験棟
86	GSスチールレーキ(大)4043	あさはた緑地 農業体験棟
87	GSスチールレーキ(大)4043	あさはた緑地 農業体験棟
88	GSスチールレーキ(大)4043	あさはた緑地 農業体験棟
89	GSスチールレーキ(大)4043	あさはた緑地 農業体験棟
90	GSスチールレーキ(大)4043	あさはた緑地 農業体験棟
91	スーパークマデ(小)9307	あさはた緑地 農業体験棟
92	GSステンレス三角ホー 180mm1200mm柄 4128	あさはた緑地 農業体験棟
93	GS鍛錬万能ホー(鋼付)210mm 4114	あさはた緑地 農業体験棟
94	GS 備中鍬(小)4063	あさはた緑地 農業体験棟
95	GS 備中鍬(小)4063	あさはた緑地 農業体験棟
96	GS 備中鍬(小)4063	あさはた緑地 農業体験棟
97	GS 備中鍬(小)4063	あさはた緑地 農業体験棟
98	GS 備中鍬(小)4063	あさはた緑地 農業体験棟
99	GS 備中鍬(小)4063	あさはた緑地 農業体験棟
100	GS 備中鍬(小)4063	あさはた緑地 農業体験棟
101	GS 備中鍬(小)4063	あさはた緑地 農業体験棟
102	GS 備中鍬(小)4063	あさはた緑地 農業体験棟
103	GS 備中鍬(小)4063	あさはた緑地 農業体験棟
104	万能唐鍬4073	あさはた緑地 農業体験棟
105	万能唐鍬4073	あさはた緑地 農業体験棟
106	万能唐鍬4073	あさはた緑地 農業体験棟
107	万能唐鍬4073	あさはた緑地 農業体験棟

108	万能唐鍬4073	あさはた緑地 農業体験棟
109	万能唐鍬4073	あさはた緑地 農業体験棟
110	万能唐鍬4073	あさはた緑地 農業体験棟
111	万能唐鍬4073	あさはた緑地 農業体験棟
112	万能唐鍬4073	あさはた緑地 農業体験棟
113	万能唐鍬4073	あさはた緑地 農業体験棟
114	腰鉞 片刃165mm金星 1603	あさはた緑地 農業体験棟
115	腰鉞 片刃165mm金星 1603	あさはた緑地 農業体験棟
116	鍛造中厚鎌 165mm 諸刃闘虎 1526	あさはた緑地 農業体験棟
117	鍛造中厚鎌 165mm 諸刃闘虎 1526	あさはた緑地 農業体験棟
118	鍛造中厚鎌 165mm 諸刃闘虎 1526	あさはた緑地 農業体験棟
119	鍛造中厚鎌 165mm 諸刃闘虎 1526	あさはた緑地 農業体験棟
120	鍛造中厚鎌 165mm 諸刃闘虎 1526	あさはた緑地 農業体験棟
121	ステンレス鋸鎌(改良柄)金星 160036	あさはた緑地 農業体験棟
122	ステンレス鋸鎌(改良柄)金星 160036	あさはた緑地 農業体験棟
123	ステンレス鋸鎌(改良柄)金星 160036	あさはた緑地 農業体験棟
124	GSアルミ柄 エッジ付剪定鋏 200mm2280	あさはた緑地 農業体験棟
125	GSアルミ柄 エッジ付剪定鋏 200mm2280	あさはた緑地 農業体験棟
126	GSアルミ柄 エッジ付剪定鋏 200mm2280	あさはた緑地 農業体験棟
127	芽切鋏大福 2286	あさはた緑地 農業体験棟
128	芽切鋏大福 2286	あさはた緑地 農業体験棟
129	芽切鋏大福 2286	あさはた緑地 農業体験棟
130	ステンレスとおし(大)4321	あさはた緑地 農業体験棟
131	ステンレスとおし(大)4321	あさはた緑地 農業体験棟
132	ステンレスとおし(大)4321	あさはた緑地 農業体験棟
133	ステンレスとおし(大)4321	あさはた緑地 農業体験棟
134	ステンレスとおし(大)4321	あさはた緑地 農業体験棟
135	ステンレスとおし(大)4321	あさはた緑地 農業体験棟
136	ステンレスとおし(大)4321	あさはた緑地 農業体験棟
137	ステンレスとおし(大)4321	あさはた緑地 農業体験棟
138	ステンレスとおし(大)4321	あさはた緑地 農業体験棟
139	ステンレスとおし(大)4321	あさはた緑地 農業体験棟
140	アサカー輪車C型 2才	あさはた緑地 農業体験棟
141	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 24cm	あさはた緑地 農業体験棟
142	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 24cm	あさはた緑地 農業体験棟
143	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 24cm	あさはた緑地 農業体験棟
144	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 24cm	あさはた緑地 農業体験棟
145	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 24cm	あさはた緑地 農業体験棟
146	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 24cm	あさはた緑地 農業体験棟
147	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 24cm	あさはた緑地 農業体験棟
148	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 24cm	あさはた緑地 農業体験棟
149	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 24cm	あさはた緑地 農業体験棟
150	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 24cm	あさはた緑地 農業体験棟
151	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 26cm	あさはた緑地 農業体験棟
152	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 26cm	あさはた緑地 農業体験棟
153	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 26cm	あさはた緑地 農業体験棟
154	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 26cm	あさはた緑地 農業体験棟
155	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 26cm	あさはた緑地 農業体験棟
156	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 28cm	あさはた緑地 農業体験棟
157	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 28cm	あさはた緑地 農業体験棟
158	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 28cm	あさはた緑地 農業体験棟
159	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 28cm	あさはた緑地 農業体験棟
160	PVC軽作業用胴付長靴TPLW-240 28cm	あさはた緑地 農業体験棟
161	白看板(無反射)無地 枠付	あさはた緑地
162	白看板(無反射)無地 枠付	あさはた緑地

163	白看板(無反射)無地 枠付	あさはた緑地
164	白看板(無反射)無地 枠付	あさはた緑地
165	白看板(無反射)無地 枠付	あさはた緑地
166	白看板(無反射)無地 枠付	あさはた緑地
167	白看板(無反射)無地 枠付	あさはた緑地
168	白看板(無反射)無地 枠付	あさはた緑地
169	白看板(無反射)無地 枠付	あさはた緑地
170	白看板(無反射)無地 枠付	あさはた緑地
171	白看板(無反射)無地 枠付	あさはた緑地
172	白看板(無反射)無地 枠付	あさはた緑地
173	円テーブル(抗ウイルス天板) クレスTB2997+GF-BL 750L	あさはた緑地 センターハウス
174	円テーブル(抗ウイルス天板) クレスTB2997+GF-BL 750L	あさはた緑地 センターハウス
175	円テーブル(抗ウイルス天板) クレスTB2997+GF-BL 750L	あさはた緑地 センターハウス
176	スタッキングチェア(肘付) クレス PANIS W	あさはた緑地 センターハウス
177	スタッキングチェア(肘付) クレス PANIS W	あさはた緑地 センターハウス
178	スタッキングチェア(肘付) クレス PANIS W	あさはた緑地 センターハウス
179	スタッキングチェア(肘付) クレス PANIS W	あさはた緑地 センターハウス
180	スタッキングチェア(肘付) クレス PANIS W	あさはた緑地 センターハウス
181	スタッキングチェア(肘付) クレス PANIS W	あさはた緑地 センターハウス
182	スタッキングチェア オリバーSCS-9670	あさはた緑地 センターハウス
183	スタッキングチェア オリバーSCS-9670	あさはた緑地 センターハウス
184	スタッキングチェア オリバーSCS-9670	あさはた緑地 センターハウス
185	スタッキングチェア オリバーSCS-9670	あさはた緑地 センターハウス
186	スタッキングチェア オリバーSCS-9670	あさはた緑地 センターハウス
187	スタッキングチェア オリバーSCS-9670	あさはた緑地 センターハウス
188	キッズマット オリバー角SOC-300・L2(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス
189	キッズマット オリバー平SOC-300・L1(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス
190	面ファスナー オリバーSOC-300・WS	あさはた緑地 センターハウス
191	きのこスツール オリバーSOC-330・SC・A	あさはた緑地 センターハウス
192	きのこスツール オリバーSOC-330・SC・A	あさはた緑地 センターハウス
193	きのこスツール オリバーSOC-330・SC・A	あさはた緑地 センターハウス
194	きりかぶスツール オリバーSOC-330・SC・B	あさはた緑地 センターハウス
195	きりかぶスツール オリバーSOC-330・SC・B	あさはた緑地 センターハウス
196	きりかぶスツール オリバーSOC-330・SC・B	あさはた緑地 センターハウス
197	スツール クレスTERE LS(C-38-1)ページュ	あさはた緑地 センターハウス
198	スツール クレスTERE LS(C-38-1)ページュ	あさはた緑地 センターハウス
199	スツール クレスTERE LS(C-38-1)ページュ	あさはた緑地 センターハウス
200	スツール クレスTERE LS(C-38-9)茶	あさはた緑地 センターハウス
201	スツール クレスTERE LS(C-38-9)茶	あさはた緑地 センターハウス
202	スツール クレスTERE LS(C-38-9)茶	あさはた緑地 センターハウス
203	生徒用机 YM-50NHT	あさはた緑地 センターハウス
204	生徒用机 YM-51NHT	あさはた緑地 センターハウス
205	生徒用机 ダイイチ1006	あさはた緑地 センターハウス
206	生徒用机 ダイイチ1006	あさはた緑地 センターハウス
207	生徒用机 ダイイチ1006	あさはた緑地 センターハウス
208	生徒用机 ダイイチ1006	あさはた緑地 センターハウス
209	生徒用机 第一工業 SSデスク1063	あさはた緑地 センターハウス
210	生徒用机 ホウトク5型	あさはた緑地 センターハウス
211	生徒用机 ホウトク6型	あさはた緑地 センターハウス
212	生徒用机 ホウトク7型	あさはた緑地 センターハウス
213	ターポリン救護担架	あさはた緑地 センターハウス
214	生徒用机 第一工業 SSデスク1063	あさはた緑地 センターハウス
215	生徒用机 ホウトク5型	あさはた緑地 センターハウス
216	生徒用机 ホウトク6型	あさはた緑地 センターハウス
217	生徒用机 ホウトク7型	あさはた緑地 センターハウス

218	生徒用椅子 第一工業 SSデスク1063	あさはた緑地 センターハウス
219	生徒用椅子 ホウトク5型	あさはた緑地 センターハウス
220	生徒用椅子 ホウトク6型	あさはた緑地 センターハウス
221	生徒用椅子 ホウトク7型	あさはた緑地 センターハウス
222	サイネージセット 428-470 プラス SNG-4K50-ST	あさはた緑地 センターハウス
223	プロジェクター キヤノン LV-WX310ST	あさはた緑地センターハウス
224	プロジェクター台 サンワサプライ PR-8	あさはた緑地センターハウス
225	ワイレスアンプ オーディオテクニカ ATW-SP1920	あさはた緑地センターハウス
226	ワイレスマイク オーディオテクニカ ATW-T190MIC	あさはた緑地センターハウス
227	ワイレスマイク オーディオテクニカ ATW-T190MIC	あさはた緑地センターハウス
228	ワイレスマイク オーディオテクニカ ATW-T190MIC	あさはた緑地センターハウス
229	ピンマイク オーディオテクニカ AT829H/P	あさはた緑地センターハウス
230	トランスミッター オーディオテクニカ ATW-T190BP	あさはた緑地センターハウス
231	マイクスタンド オーディオテクニカ AT8653S	あさはた緑地センターハウス
232	マイクホルダー オーディオテクニカ AT8406A	あさはた緑地センターハウス
233	卓上マイクスタンド オーディオテクニカ ATS652	あさはた緑地センターハウス
234	マイクホルダー オーディオテクニカ AT8406A	あさはた緑地センターハウス
235	ハンズフリー拡声器 991-169 TOA ER-1000A-BK	あさはた緑地センターハウス
236	電波掛時計 セイコー KX383S	あさはた緑地センターハウス
237	電波掛時計 セイコー KX383S	あさはた緑地センターハウス
238	電波掛時計 セイコー KX383S	あさはた緑地センターハウス
239	電波掛時計 セイコー KX383S	あさはた緑地センターハウス
240	電波掛時計 セイコー KX383S	あさはた緑地センターハウス
241	電波掛時計 セイコー KX383S	あさはた緑地センターハウス
242	電波掛時計 セイコー KX383S	あさはた緑地センターハウス
243	キャッシュボックス カール CB-8400-B	あさはた緑地センターハウス
244	耐火金庫 ディプロマット デジタルテンキー式 530EN88	あさはた緑地センターハウス
245	冷蔵庫 三菱 MR-C33F-W	あさはた緑地センターハウス
246	IHコンロ 1400W アイリスオーヤマ ブラック IHK-T35-B 572260	あさはた緑地センターハウス
247	IHコンロ 1400W アイリスオーヤマ ブラック IHK-T35-B 572260	あさはた緑地センターハウス
248	IHコンロ 1400W アイリスオーヤマ ブラック IHK-T35-B 572260	あさはた緑地 炊事棟
249	IHコンロ 1400W アイリスオーヤマ ブラック IHK-T35-B 572260	あさはた緑地 炊事棟
250	IHコンロ 1400W アイリスオーヤマ ブラック IHK-T35-B 572260	あさはた緑地 炊事棟
251	トータルカウンター オムロン H7HP-C8(設置込み)	あさはた緑地センターハウス
252	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
253	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
254	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
255	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
256	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
257	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
258	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
259	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
260	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
261	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
262	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
263	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
264	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
265	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
266	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
267	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
268	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
269	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
270	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
271	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地
272	愛知キャリアテーブル 幕板、棚板付き CTZ-1845B-WH81	あさはた緑地

328	愛知スタッキングチェア LUSH-N-SX-CH-DB2	あさはた緑地 センターハウス
329	愛知スタッキングチェア LUSH-N-SX-CH-DB2	あさはた緑地 センターハウス
330	愛知スタッキングチェア LUSH-N-SX-CH-DB2	あさはた緑地 センターハウス
331	愛知スタッキングチェア LUSH-N-SX-CH-DB2	あさはた緑地 センターハウス
332	愛知スタッキングチェア LUSH-N-SX-CH-DB2	あさはた緑地 センターハウス
333	愛知スタッキングチェア LUSH-N-SX-CH-DB2	あさはた緑地 センターハウス
334	愛知スタッキングチェア LUSH-N-SX-CH-DB2	あさはた緑地 センターハウス
335	愛知スタッキングチェア LUSH-N-SX-CH-DB2	あさはた緑地 センターハウス
336	愛知椅子用台車 ルッシュ台車	あさはた緑地 センターハウス
337	愛知椅子用台車 ルッシュ台車	あさはた緑地 センターハウス
338	イトーキ回転式ホワイトボード BBX-1809WW-W9	あさはた緑地 センターハウス
339	イトーキインターリンクR 単独型 CLR-244GES-W961	あさはた緑地 センターハウス
340	イトーキダクトカバー CFLA-24DC-W9	あさはた緑地 センターハウス
341	イトーキワゴン CZR-046MPCB-W9	あさはた緑地 センターハウス
342	イトーキワゴン CZR-046MPCB-W9	あさはた緑地 センターハウス
343	イトーキワゴン CZR-046MPCB-W9	あさはた緑地 センターハウス
344	イトーキワゴン CZR-046MPCB-W9	あさはた緑地 センターハウス
345	イトーキ事務チェア(固定肘付き) KT-146PGT1Q6	あさはた緑地 センターハウス
346	イトーキ事務チェア(固定肘付き) KT-146PGT1Q6	あさはた緑地 センターハウス
347	イトーキ事務チェア(固定肘付き) KT-146PGT1Q6	あさはた緑地 センターハウス
348	イトーキ事務チェア(固定肘付き) KT-146PGT1Q6	あさはた緑地 センターハウス
349	イトーキ受付用事務チェア KT-140PG-T1Q6	あさはた緑地 センターハウス
350	イトーキテーブル DCR-157SNTTA-WL	あさはた緑地 センターハウス
351	イトーキスタッキングチェアキャスター付 KLC-555DK-T1L6	あさはた緑地 センターハウス
352	イトーキスタッキングチェアキャスター付 KLC-555DK-T1L6	あさはた緑地 センターハウス
353	イトーキスタッキングチェアキャスター付 KLC-555DK-T1L6	あさはた緑地 センターハウス
354	イトーキスタッキングチェアキャスター付 KLC-555DK-T1L6	あさはた緑地 センターハウス
355	イトーキ4人用ロッカー HDWN-0941F-W9	あさはた緑地 センターハウス
356	テラモト傘立て 60本用 UB-280-260-0	あさはた緑地 センターハウス
357	テラモト傘立て 60本用 UB-280-260-0	あさはた緑地 センターハウス
358	イトーキ12人用ロッカー シリンダー錠 HDT-6334SL-WE	あさはた緑地 センターハウス
359	イトーキ12人用ロッカー シリンダー錠 HDT-6334SL-WE	あさはた緑地 センターハウス
360	愛知 椅子用台車 ルッシュ台車	あさはた緑地 センターハウス
361	愛知 椅子用台車 ルッシュ台車	あさはた緑地 センターハウス
362	イトーキ 回転式ホワイトボード BBX-1809WW	あさはた緑地 センターハウス
363	WEB会議小型スピーカーフォン サンワサプライ MM-MC28	あさはた緑地センターハウス
364	WEB会議小型スピーカーフォン サンワサプライ MM-MC28	あさはた緑地センターハウス
365	ワイヤレスアンプシステム オーディオテクニカ ATW-SP1910/MIC	あさはた緑地センターハウス
366	ダイナミックマイクロホン オーディオテクニカ ATR1300X(J)	あさはた緑地センターハウス
367	ダイナミックマイクロホン オーディオテクニカ ATR1300X(J)	あさはた緑地センターハウス
368	HDMI変換アダプタ サンワサプライ AD-HD20MC	あさはた緑地センターハウス
369	ハイスピードHDMIロングケーブル(アクティブ) サンワサプライ KM-HD2	あさはた緑地センターハウス
370	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
371	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
372	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
373	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
374	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
375	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
376	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
377	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
378	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
379	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
380	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
381	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
382	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス

383	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
384	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
385	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
386	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
387	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
388	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
389	生徒用机	あさはた緑地 センターハウス
390	ホンダ管理機 F503(JH)	あさはた緑地 農業体験棟
391	ホンダらくらく車輪2型 11541	あさはた緑地 農業体験棟
392	工進ポンプ メイキエンジン付 SEM-50WGB	あさはた緑地 農業体験棟
393	マキタ高圧洗浄機 MHW080DPG2	あさはた緑地 農業体験棟
394	有孔ボード パネル KOEKI 768-361 TEY-1809(IV)	あさはた緑地センターハウス
395	有孔ボード パネル KOEKI 768-361 TEY-1809(IV)	あさはた緑地センターハウス
396	有孔ボード パネル KOEKI 768-361 TEY-1809(IV)	あさはた緑地センターハウス
397	有孔ボード パネル KOEKI 768-361 TEY-1809(IV)	あさはた緑地センターハウス
398	検温付きハンドクリーナー ITH-S06	あさはた緑地センターハウス
399	耕耘用補助ローター ホンダ ニュースターローターDX50-75	あさはた緑地 農業体験棟
400	充電式草刈機 マキタ MUR368UDG2	あさはた緑地 農業体験棟
401	展示棚 3, 600×700×1, 600	あさはた緑地 農業体験棟
402	展示台 1, 500×900×750	あさはた緑地 農業体験棟
403	展示台 1, 500×900×750	あさはた緑地 農業体験棟
404	KOEKI 有孔ボードパネル 768-361 TEY-1809(IV)	あさはた緑地センターハウス
405	KOEKI 有孔ボードパネル 768-361 TEY-1809(IV)	あさはた緑地センターハウス
406	データ修正	あさはた緑地
407	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
408	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
409	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
410	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
411	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
412	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
413	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
414	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
415	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
416	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
417	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
418	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
419	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
420	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
421	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
422	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
423	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
424	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
425	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
426	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
427	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
428	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
429	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
430	看板キャリー 鋳物タイプ 10kg	あさはた緑地
431	集じん機(乾湿両用) マキタ VC3200	あさはた緑地センターハウス
432	外Rソファァー オリバー SSM-72/TR(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス
433	外Rソファァー オリバー SSM-72/TR(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス
434	外Rソファァー オリバー SSM-72/TR(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス
435	外Rソファァー オリバー SSM-72/TR(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス
436	外Rソファァー オリバー SSM-72/TR(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス
437	外Rソファァー オリバー SSM-72/TR(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス

438	サイネージセット プラス SNG-4K43-ST	あさはた緑地 センターハウス
439	ORCチェアハンモック オーガニックコットン ラテ	あさはた緑地 センターハウス
440	ORCチェアハンモック オーガニックコットン アラビカ	あさはた緑地 センターハウス
441	MEAチェアハンモックスタンド メディテラネオ	あさはた緑地 センターハウス
442	Rコーナーソファ オーリバー SSM-72/CCR(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス
443	Rコーナーソファ オーリバー SSM-72/CCR(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス
444	コーナースツール オーリバー SSM-72/CCR(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス
445	コーナースツール オーリバー SSM-72/CCR(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス
446	コーナースツール オーリバー SSM-72/CCR(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス
447	コーナースツール オーリバー SSM-72/CCR(CL-15D)	あさはた緑地 センターハウス
448	サクシヨンホース 50Φ 23m	あさはた緑地 農業体験棟
449	自動体外式除細動器(AED)	あさはた緑地 センターハウス
450	車椅子 KV22-40SB	あさはた緑地 センターハウス